

総務部

移動相談会について

公正取引委員会は、厳しい経済状況において特に取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者全般について、その取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者取引公正化推進プログラム」(※)を実施することとし、その旨を昨年11月18日に公表しました。

このプログラムのうち、「公取委による中小事業者のための移動相談会」(以下「移動相談会」といいます。)は、中小事業者からの要望に応じ、当該中小事業者が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行うための相談会であり、今年度も実施します。詳細については、御気軽にお問い合わせください。

○対象

下請事業者を始めとする中小事業者(原則3社以上)の代表者又は従業員です。

○開催地等

開催地及び会場は、申込みを行う中小事業者の要望を踏まえて決定します。

○申込方法

相談会の開催を希望する中小事業者(原則3社以上)は、代表の中小事業者が参加人数を取りまとめた上、別紙申込フォームの

「公取委による中小事業者のための移動相談会」申込フォーム

1. 申込代表者の氏名・会社・住所(注1)(必須)	氏名・会社名(ふりがな)		
	住所		
2. 参加人数(申込者含む)	名		
3. 申込代表者の資本金額・業種(事業内容)	〔資本金額〕 万円	〔業種(事業内容)〕	
4. 参加者の概要(必須)	該当するものに✓してください(複数回答可)。 ☐ 下請事業者 ☐ 物流事業者 ☐ 納入業者 ☐ その他()		
5. 開催希望日(土・日・祝は不開催)	第1希望	第2希望	第3希望
6. 開催希望場所	都道府県・市町村名	場所〔記載例〕民間の施設	
7. 相談内容(複数可)(注2)	〔記載例〕下請法が適用される取引について		
8. 代表者の連絡先(必須)(携帯電話でも可)	電話番号() 連絡可能な時間帯 午前・午後 時～時		

(注1) 連絡が取れる限り、個人名のみ又は仮名での申込みも可能です。
(注2) 相談したい内容について簡単に記載してください。

各事項に記入の上、ファクシミリ又は電子メールによりお申込みください。

○その他
・実施方法は応相談
・費用はかかりません
・秘密厳守



Point

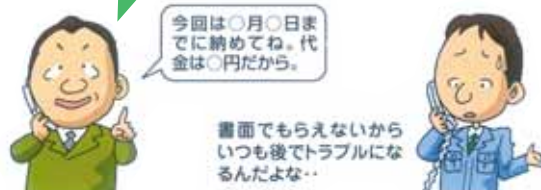
下請いじめや納入業者いじめなどのトラブルで困っている中小事業者に対し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するために、皆様の地域・職場にお伺いします。

あなたの地域・職場にお伺いします！

公取委による中小事業者のための移動相談会

トラブルの事例について～こんなことで困っていませんか？～

発注を受けるときはいつも口頭!



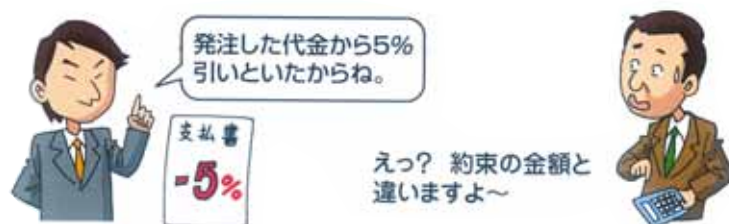
＜事例１＞親事業者の下請事業者に対する発注書面の未交付

代金を支払日に払ってもらえなかった!



＜事例２＞親事業者の下請事業者に対する下請代金、又は荷主の物流事業者に対する代金の支払遅延

注文を受けた後に値引きされた!



＜事例３＞親事業者の下請事業者に対する下請代金、又は荷主の物流事業者に対する代金の減額

＜事例４＞〇〇スーパーは、納入業者に対し、算出根拠、用途等を明らかにしないで、納入業者の利益の範囲を超える額の協賛金を要請し、負担させた。

＜事例５＞△△コンビニエンスストアのチェーン本部は、主要な納入業者に対し、すべての商品について、その一定個数を通常支払われる対価より著しく低い対価で納入させた。

＜事例６＞□□ホテルは、仕入取引に影響のある役員や従業員等が、納入業者に対し、組織的かつ計画的に、ホテルで開催するディナーショーのチケットの購入を要請し、購入を余儀なくさせた。

＜事例７＞◇◇アパレルメーカーは、衣服製造業者に自社ブランドの衣料品の製造を委託しているが、シーズン終了時点で売れ残った製品を衣服製造業者に引き取らせた。

(注) その他の事例につきましても、公正取引委員会のホームページ(<http://www.jftc.go.jp/>)でご確認いただけます。

本件に対する

お問い合わせ・申込み先

総務部公正取引室

電話／098-866-0049 FAX／098-860-1110

メールアドレス／soudankai@jftc.go.jp

(メールを送られる場合は、念のためお電話いただくと幸いです。)

(※参考リンク) 中小事業者取引公正化推進プログラム

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/09.november/091118.pdf>